

平成 27 年度 居宅介護支援事業所ふるさと 事業報告

【基本方針】

ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである

【年間目標】

- ①法令を遵守し自立支援の理念のもとケアマネジメントを行う
- ②安定した利用者数を確保
- ③信頼関係の構築・情報管理の徹底
- ④神戸市および他市町村からの認定調査を受託する
- ⑤職員の資質の向上

【実践報告】

- ①法令を遵守し自立支援の理念の下でケアマネジメントを行う

法令遵守したケアマネジメントを実施する為、毎月の居宅会議で困難事例等をお互いに話し合う中で、適切なケアプランの作成に結び付けていきました。また毎月の訪問・モニタリングを実施し、必要時にはケアプランの見直しを行なった。新入職員に対してはフォローや指導を行い、職員同士お互いのケース内容を精査しながら、適切な法令遵守の下で良いケアを行った。

- ②安定した利用者数を確保

27 年度プラン件数総数は、年間 **1269** 件調整。月平均 **105.7** 件（予防 2 件）であった。今後ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者が可能な限り自宅で自立した生活を営むことができるように支援していく。

1. ご利用者数

	要介護認定 調査件数	居宅サービス 作成依頼	要支援 (予防)		要介護区分				
			1	2	1	2	3	4	5
4 月	93	97	0	2	35	20	21	15	6
5 月	94	96	0	2	38	18	23	13	4
6 月	118	99	0	2	40	19	24	12	4
7 月	90	99	0	2	44	22	18	12	3
8 月	93	109	0	2	44	27	22	13	3
9 月	86	115	0	2	48	26	20	17	4
10 月	101	120	0	2	44	27	23	18	4
11 月	83	113	0	2	47	27	21	13	5
12 月	81	112	0	2	45	27	20	15	5

1月	100	108	0	2	44	24	21	13	6
2月	89	104	0	2	40	27	21	11	5
3月	105	101	0	2	35	28	21	11	6
合計	1133	1269+予 24	0	24	504	292	255	163	55

要介護認定調査件数 1133件 月平均 94件

給付管理件数 1269件 月平均 105.7件+予防2件

2. 職員の在籍者

管 理 者	河合 敏雅	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日
管 理 者	江見 秀貴	平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
介護支援専門員	後藤 真弓	平成 23 年 3 月 25 日～
介護支援専門員	松岡 聡子	平成 25 年 9 月 1 日～
介護支援専門員	伊藤 真粧美	平成 25 年 5 月 15 日～
介護支援専門員	冠野 道代	平成 25 年 9 月 17 日～
介護支援専門員	田中 美幸	平成 27 年 1 月 15 日～
介護支援専門員	中田 真由子	平成 28 年 1 月 20 日～
介護支援専門員		
介護支援専門員		

※松岡 聡子・平成 27 年 4 月 1 日～認定調査員専従に変更

27年度は市の方針で、認定調査員を兼務する介護支援専門員の居宅介護支援の担当件数の制限ができたが、1名の専従調査員ができたことで調査を兼務する介護支援専門員の30件は確保できた。職員交代が続いた26年度からは職員体制は安定したものの、利用者数の安定した確保が難しく、全体としては給付管理数が増加に至らなかった。今後は職員の定着を図り利用者数の確保を目指していきたい。

③信頼関係の構築・情報管理の徹底

区が主催する研修会、あんしんすこやかセンターが主催する地域ケア会議やケアマネの集いには積極的に参加し、参加者間のネットワークの構築に努めた。また、事業所関係や医療関係者と日々連携する中で信頼関係の構築に努めました。またご利用者の急激な変化に対して迅速かつ適切な対応、居住環境や生活環境・金銭管理に関して適切なアドバイスや支援をすることにより、ご利用者・ご家族・事業者と信頼関係を構築することができた。個人情報の保護には十分注意し、徹底した情報管理を行うことができた。

④神戸市および他市町村からの認定調査を受託する

認定調査票の管理を適切に行い、記載内容については、管理者が仕上がった調査票のチェック漏れや誤字・脱字、判断の内容も確認し、遅延をすることなく提出することができた。

⑤職員の資質の向上

区が主催する研修には積極的に参加し、新たな知識の習得に努めた。またあんしんすこやかセンターが主催する地域ケア会議やケアマネの集いにも参加し、地域の情報収集や他事業所の介護支援専門員と情報交換を行うことができた。定例に開催している居宅会議において情報提供を行った。

【今後の課題】

- ・安定した事業所運営をするため給付管理数を確保し、法令順守を行い、運営基準減算にはならないように意識をもって業務遂行する。あんしんすこやかセンターと連携しながら新規を獲得していく。28年度は調査員を3名体制とし、担当者数を増やすこととなった。
- ・定期的で開催している居宅会議では、専門職であることを意識し、介護支援専門員の倫理に基づいた考えのもと発言ができるように、日々倫理について確認し合う。
- ・居宅介護支援事業所内で個別ケースの共有や支援の検討を行う。
- ・定期的な点検確認し記録の遅れているケースがないようお互い管理し合う。
- ・地域資源の把握を行い、インフォーマルサービスを積極的にケアプランに位置付ける。
- ・医療連携をはじめ、各種制度（障害・生活保護・権利擁護）との連携を図る。
- ・報告・連絡・相談を適切に行う。
- ・社会人としてのマナーを徹底する。
- ・調査票提出の期限を守り、対象者の状態を的確に捉え現状に合った調査票作成を各自注意するとともに管理者が確認する。